

## **II. 発注関係事務の適切な実施のために 取り組むべき事項**

## 【指針本文】

### Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

各発注者は、**発注関係事務**（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む。）を適切に実施するため、工事及び業務について、発注準備、入札契約、工事施工又は業務履行、完成又は完了後の各段階で本項に記載の事項に取り組む。

また、関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件（自然条件を含む。）を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理を行う。加えて、業務から工事までの一連の情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIM\*（ビムシム）や3次元データ等の積極的な活用**に努める<sup>1)</sup>。なお、BIM/CIMや3次元データ等の活用にあたっては、最新の基準類を確認の上、設計図書（建築設計業務の場合は設計仕様書を指す。以下同じ。）へ反映する。

さらに、生産性向上と担い手確保に向けて働き方改革を進めるため、各段階においてICTを積極的に活用<sup>2)</sup>し、地下埋設物データ等の**官民が保有するデータの連携や電子納品**（業務や工事の各段階の成果を電子成果品として納品すること。以下同じ。）の**オンライン化等の推進**に努めるとともに、生産性向上に資する技術についても積極的に活用するよう努める。なお、ICTの活用にあたっては、情報保全を確実に行う。

※ Building/Construction Information Modeling, Management の略

#### 参考

<sup>1)</sup> 例えば、「CIM導入ガイドライン（案）」（国土交通省）を参照すること。

<sup>2)</sup> 例えば、「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」（国土交通省）を参照すること。

## 【解説】

### ○ 発注関係事務<sup>1)</sup>

発注関係事務の内容については、品確法第7条において、以下のとおり定められている。

#### 【品確法第7条に規定される発注関係事務】

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

出典）「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

【「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」 改正の主なポイント】

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)  
 > 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ  
 > 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

	工事	測量、調査及び設計【新】
必ず実施すべき事項	① 予定価格の適正な設定 ② 歩切りの根絶 ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ④ 施工時期の平準化【新】 ⑤ 適正な工期設定【新】 ⑥ 適切な設計変更 ⑦ 発注者間の連携体制の構築	① 予定価格の適正な設定 ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ③ 履行期間の平準化 ④ 適正な履行期間の設定 ⑤ 適切な設計変更 ⑥ 発注者間の連携体制の構築
実施に努める事項	① ICTを活用した生産性向上【新】 ② 入札契約方式の選択・活用 ③ 総合評価落札方式の改善【新】 ④ 見積りの活用 ⑤ 余裕期間制度の活用 ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】 ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化	① ICTを活用した生産性向上 ② 入札契約方式の選択・活用 ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ④ 履行状況の確認 ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化
災害対応	① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用 ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入 ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携	

出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会」(令和2年2月国土交通省)

(参考法令等)

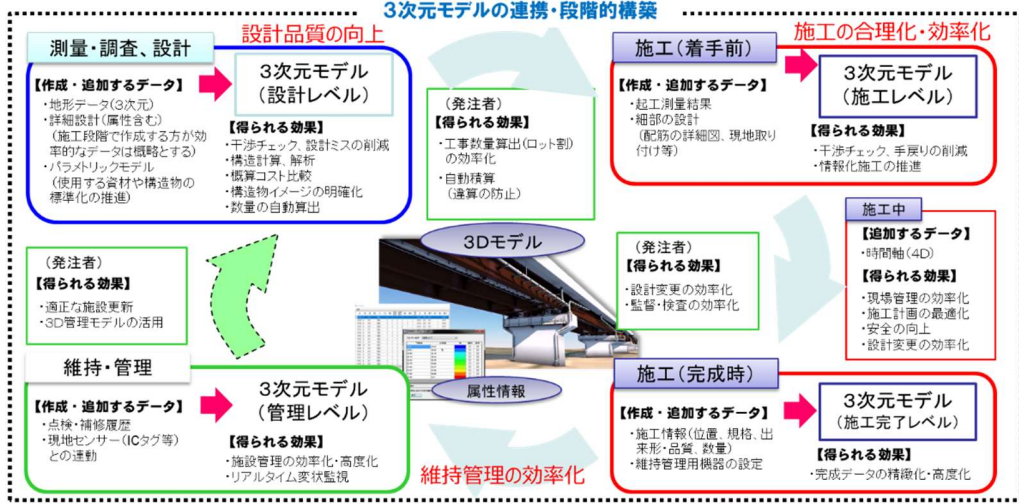
i) 品確法 第7条(発注者の責務)

- II. 発注関係事務の適切な実施について
  - 1. 工事 1-1 工事発注準備段階

## ○ BIM/CIM※（ビムシム）や3次元データ等の積極的な活用

### 【BIM/CIMの活用】

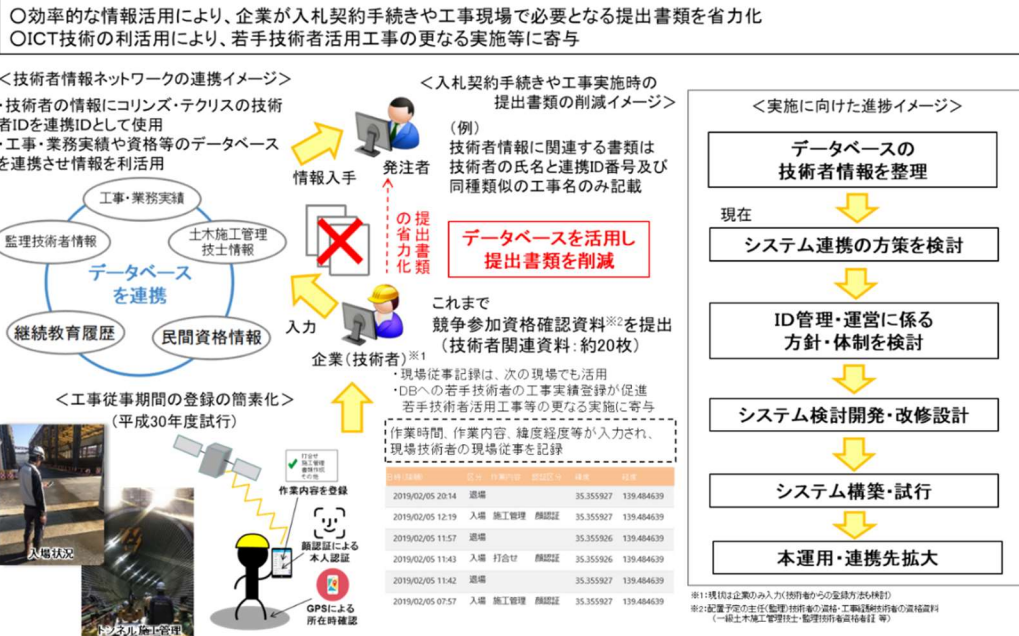
○BIM/CIM（Building/ Construction Information Modeling, Management）とは、計画、測量・調査、設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても情報を充実させながらこれを活用し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産・管理システムにおける品質確保及び受発注者双方の業務の効率化・高度化を図るもの



出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会」(令和2年2月国土交通省)

## ○官民が保有するデータの連携

### 【技術者情報ネットワークの構築】



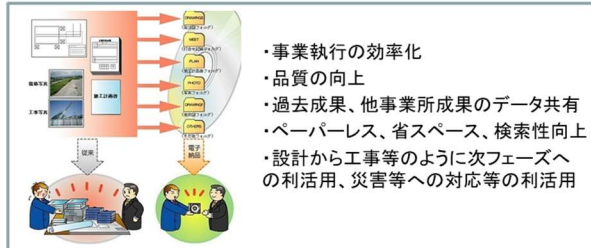
出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会」(令和2年2月国土交通省)

## ○電子納品のオンライン化等の推進

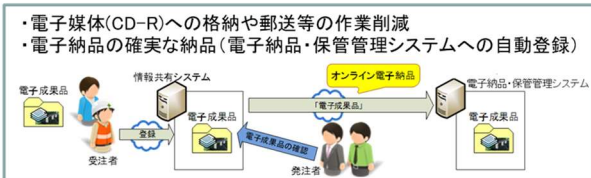
## 【オンライン電子納品の取組】

- 電子納品とは、建設生産システムにおける調査・設計・工事等の各段階の成果の一部を電子成果品として電子的に納品すること（平成16年より本格運用中）
- 各事業プロセスや関係者間をまたぐ情報の共有・有効活用を図ることで、公共事業の生産性向上等に寄与
- オンライン化（情報共有システム上の電子成果品を、インターネットを介して納品）により電子納品の更なる省力化、効率化を図る
- 令和2年度の本格運用を目指し、システムを構築

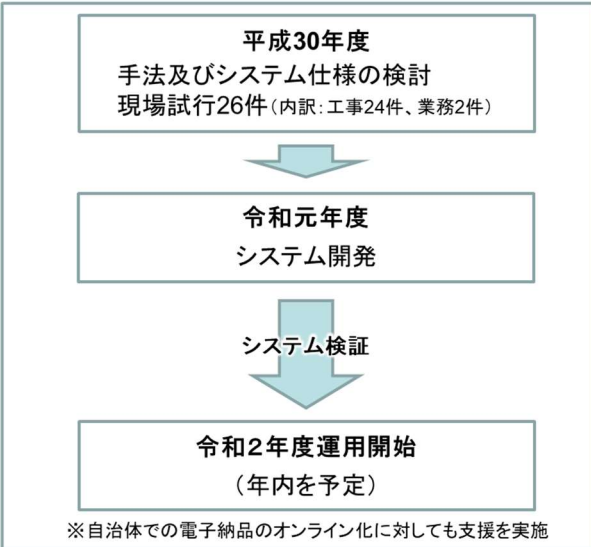
### ＜電子納品のメリット＞



オンライン化



### ＜これまでの実施内容と今後の予定＞



出典) 「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会  
建設生産・管理システム部会」(令和2年2月国土交通省)

## 【指針本文】

### 1 工事

#### 1-1 工事発注準備段階

##### （工事に必要な情報等の適切な把握・活用）

工事の発注の準備として、地形、地物、地質、地盤、自然環境、工事影響範囲の用地、施工に係る関係者などの工事の施工に必要な情報を適切に把握する。その際、BIM/CIM、3次元データや情報共有システム等 ICT の積極的な活用に努める。

##### （工事の性格等に応じた入札契約方式の選択）

工事の発注に当たっては、本指針を踏まえ、工事の性格や地域の実情等に応じ、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の適切な入札契約方式<sup>1)</sup>を選択するよう努める。なお、工事の内容等に応じた入札契約方式の選択・活用については、「Ⅳ. 多様な入札・契約方式の選択・活用」に具体的に記載している。

また、自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用に努める。

##### （予算、事業計画等を考慮した工事発注計画の作成）

地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮した工区割りや**発注ロットを適切に設定**し、各工事の手續期間や工期を考慮して工事の計画的な発注を行う。

##### （現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成）

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手續などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示<sup>2)</sup>等により、**適切に設計図書を作成**し、積算内容との整合を図る。

また、遠隔地から労働力や資材・機材を調達する必要がある場合など、工事の発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と、当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

#### 参考

<sup>1)</sup> 例えば、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

<sup>2)</sup> 例えば、「条件明示について」（国土交通省）を参照すること。

## 【解説】

### ○ 工事に必要な情報等の適切な把握と活用 <sup>1) 2)</sup>

○BIM/CIM<sup>\*</sup>とは、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、後工程においても情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ることで、建設生産・管理システム

における品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図るもの。

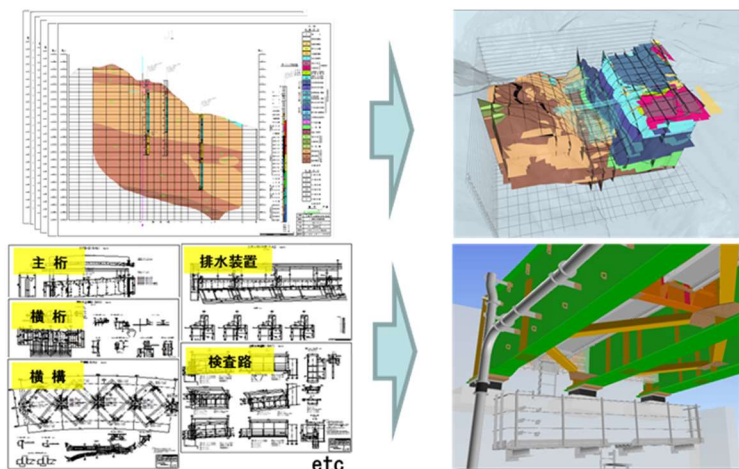
○BIM/CIM を活用することで、3 次元的な視覚化が可能となり、図面の照査や主構造物と付属物の干渉チェックのレベル向上などが図れるとともに、情報の集約化が可能となり、事業を通じた継続的な 3 次元データの利活用が図れる。

○ひいては、建設生産・管理システム全体における、事業の生産性向上や品質の確保を図ることが可能。

○国土交通省では、官庁営繕事業における BIM の導入を図るため、官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン及び BIM 適用事業における成果品の手引き（案）を作成している。

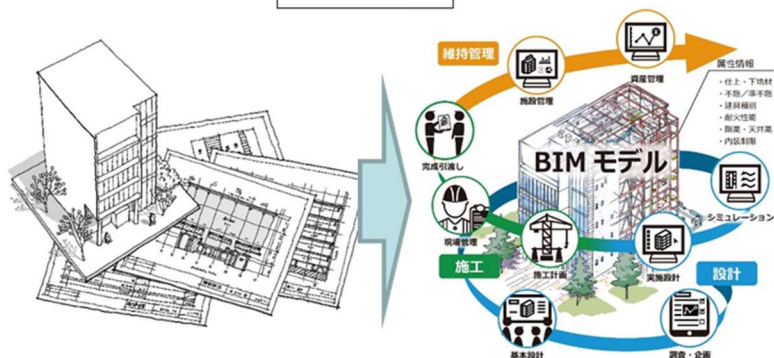
## Building/ Construction Information Modeling, Management

### 3 次元的な視覚化



- 3 次元的な視覚化を図ることで、各断面のスレが無いかなどを 3 次元的にチェックが可能となる。

### 情報の集約化



- CIM モデルに属性情報を付与し、情報の集約化を図ることで、前段階の情報を利活用することが可能となる。

### (参考資料)

- 1) 「官庁営繕事業における BIM モデルの作成及び利用に関するガイドライン」（平成 26 年 3 月（最終平成 30 年 8 月）国土交通省）
- 2) 「BIM 適用事業における成果品の手引き（案）」（平成 31 年 3 月国土交通省）

**○ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択** 1)

国土交通省では、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」での議論を踏まえ、発注者による事業の特性等に応じた適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」を平成27年5月に策定している。

**【ガイドラインの構成】**

- ・ガイドラインは、本編と事例編の2編から構成される。
- ・本編は、入札契約方式の選択にあたっての時期、その全体像、考慮事項など入札契約方式の選択に当たっての基本的な考え方を解説。
- ・事例編は、各方式の活用事例について、適用の背景、適用により得られた効果から検索できるように整理した上で、事例を紹介。

**【本編】**

I. ガイドラインの位置付け	
II. 入札契約方式の選択に当たっての基本的な考え方	
2.1 事業プロセスにおける入札契約方式の選択時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 入札契約方式の選択時期</li> <li>● 発注者の経験と体制</li> <li>● 入札契約方式の全体像</li> <li>● 入札契約方式選択に考慮する事項</li> </ul>
2.2 発注者における発注経験と体制	
2.3 調査及び設計業務の調達	
2.4 工事の調達	
III. 入札契約方式の概要及び選択の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各入札契約方式について方式の概要、特徴、適用に当たっての留意点、適用事例</li> <li>● 契約方式</li> <li>● 競争参加者の設定方法</li> <li>● 落札者の選定方法</li> <li>● 支払方式</li> </ul>
3.1 契約方式	
3.2 競争参加者の設定方法	
3.3 落札者の選定方法	
3.4 支払い方式	

**【事例編】**

IV. 入札契約方式ごとの事例と適用の背景	● 入札契約方式ごとの事例と適用の背景として、全14方式、24事例について整理
V. 入札契約方式ごとの事例と適用により得られた効果	● 入札契約方式ごとの事例と適用により得られた効果として、全14方式、24事例について整理
VI. 多様な入札契約方式の活用事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各入札契約方式の活用事例として、全12方式、21事例について整理</li> <li>● 工事の品質確保とその担い手の育成・確保に資する入札契約方式の活用事例として、全10方式、13事例について整理</li> </ul>
6.1 各入札契約方式の活用事例	
6.2 工物品質確保とその担い手の育成・確保に資する入札契約方式の活用事例	
VII. 参考資料	
7.1 参考資料一覧	
7.2 国土交通省における相談窓口	

出典)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン 説明資料」(国土交通省 HP)

**【工事の調達 公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン (抜粋)】**

2.4 工事の調達

2.4.1 工事調達の入札契約方式の全体像

入札契約方式は多様であるが、その性格等に応じて、主に以下の要素で構成される。

- ・契約方式：契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法
- ・競争参加者の設定方法：契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法
- ・落札者の選定方法：契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法
- ・支払い方式：業務及び施工の対価を支払う方法

工事調達における入札契約方式は、方式ごとに必要な技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、適切な方式を選択し、組み合わせて適用されるものである。



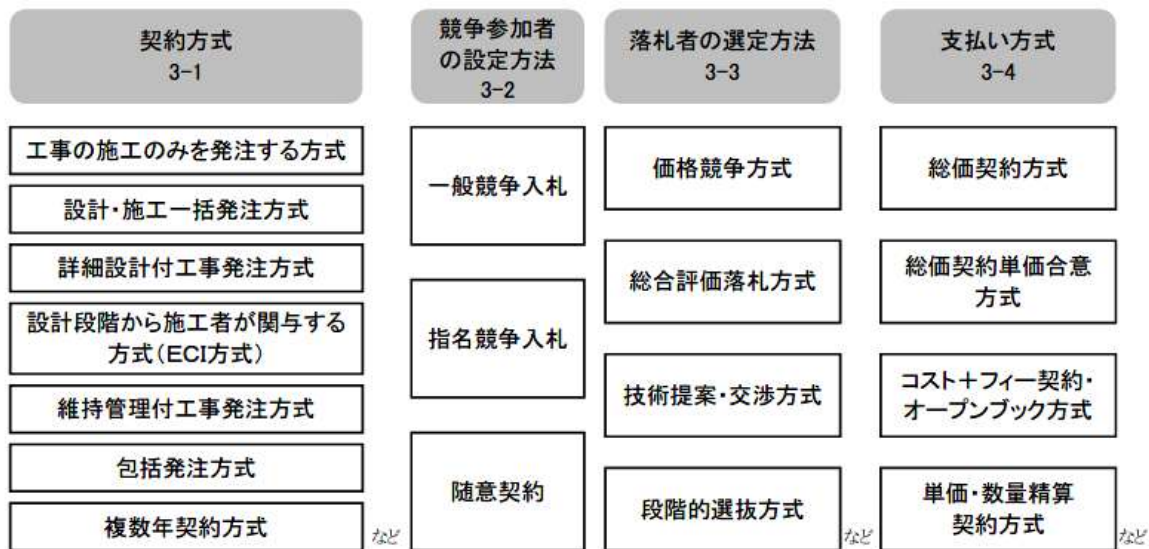


図 2-4 「契約方式」「競争参加者の設定方法」「落札者の選定方法」「支払い方式」の全体像

#### 2.4.2 入札契約方式の選択時に考慮する事項

発注者は、入札契約方式の選択において事業・工事の特性や地域の実情等を含めて種々の事項を考慮し、契約方式、支払い方式、競争参加者の設定方法、落札者の選定方法の最も適切な組合せを選定することが重要である。

入札契約方式の選択は、大きく2段階で実施する必要があるが、はじめに、業務及び施工の範囲を設定する中で契約方式を検討・選択し、選択した契約方式の支払いに関する条件を設定する中で支払い方式を合わせて検討・選択する。選択に際しては、契約方式と支払い方式ごとに以下の事項を考慮する。

- 契約方式：「事業・工事の複雑度」、「施工の制約度」、「設計の細部事項の確定度」、「工事価格の確定度」等
- 支払い方式：「工事進捗に応じた支払い」、「煩雑な設計変更」、「コスト構造の透明性の確保」等

次に、選択した契約方式に適した契約の相手方を決定するための方法（競争参加者の設定方法及び落札者の選定方法）を、以下の事項を考慮して検討・選択する。

- ・競争参加者の設定方法：「契約の性質又は目的」、「災害時の応急的な対応」等
- ・落札者の選定方法：「価格以外の要素の評価の必要性」、「最良の提案を採用する必要性」等

選択した入札契約方式に応じて、発注者においては、施工者からの技術提案の妥当性等の審査・評価、受注者が提案した工法に基づく設計成果の確認等を実施する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験や発注体制も考慮し、入札契約方式を選択することが望ましい。また、入

#### (参考資料)

「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（平成27年5月国土交通省）

札契約方式の選択に際しては、受注者の状況（受注者（競争参加者）の実績や数、技術開発の状況等）も考慮する。

さらに、発注関係事務を発注者が実施する上で、支援が必要な場合は、発注者を支援する方式（CM方式、事業促進PPP方式等）の活用も考えることが望ましい。

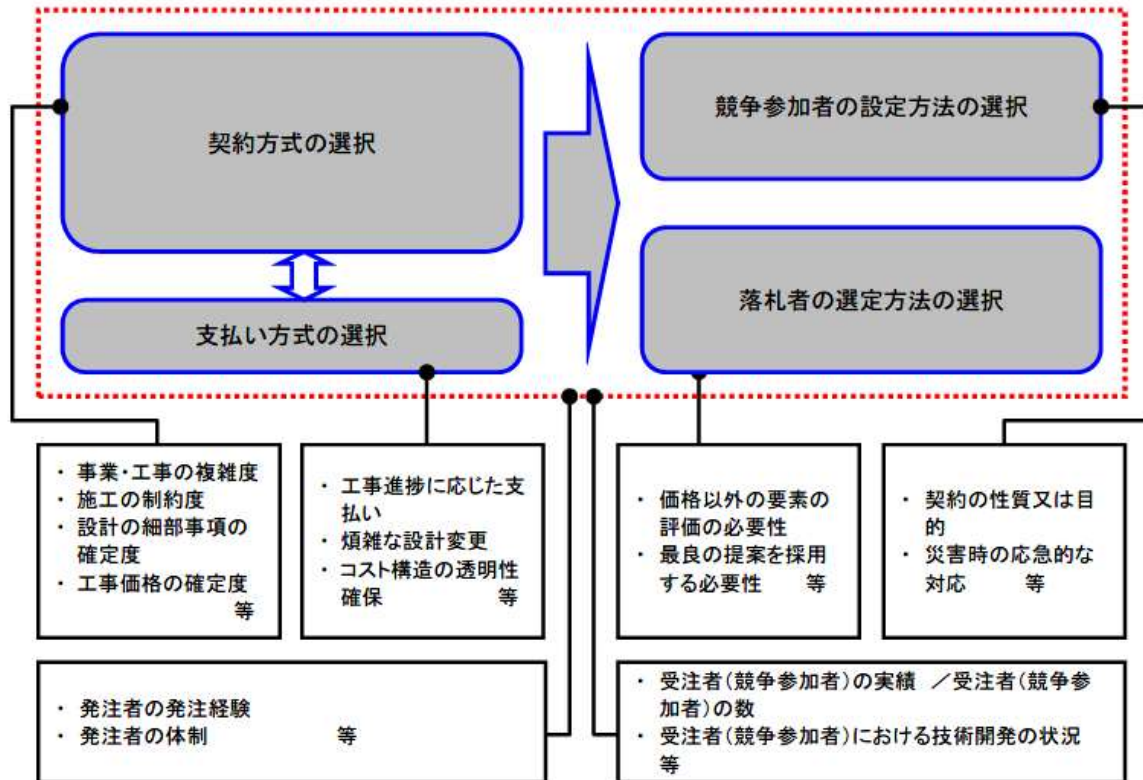


図 2-5 入札契約方式の選択において考慮する事項

出典)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月国土交通省)

## ○ 発注ロットを適切に設定 <sup>1) 1)</sup>

国等における適切な発注ロットの設定については、中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく中小企業者に関する国等の契約の基本方針において、以下のとおり定められている。

### 【分離・分割発注の推進】

第2 4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(2) 分離・分割発注の推進

③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

出典)「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和元年9月閣議決定)

国土交通省では、公共工事の円滑な施工確保のため、技術者等の不足が懸念される地域など、地域の実情等に応じて、適切な規模での発注に取り組んでいる。

### 【技術者・技能者等の効率的活用について】

(1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。

出典)「公共工事の円滑な施工確保について」(令和2年1月総務省、国土交通省)

## ○ 適切に設計図書を作成 <sup>2)</sup>

適切な工事契約を行うため、契約書については、公共工事標準請負契約約款に基づいて作成するほか、適切に設計図書を作成することとされている。<sup>\*</sup>

### 【適切な設計図書の作成】

公共工事標準請負契約約款は、国地方公共団体、独立行政法人等のみならず、電力会社、鉄道会社等の常時工事を発注する機関が行う建設工事を対象として、標準的な契約約款を定めたものである。発注者及び受注者は、契約約款に基づき、設計図書(仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)に従い、契約を履行しなければならない。

近年では、建設市場の縮小が続く中、建設企業の経営環境はかつてないほど厳しさを増しており、契約当事者間で立場の強い者から弱い者へのしわ寄せ、建設企業の倒産に伴う関係者の被害発生など多くの問題が生じていたことを背景として、建設業における契約・取引の対等性の確保・明確化、契約履行体制の合理化等を図る観点から、平成22年7月に大幅な改正を行っている。

出典)「公共工事標準請負契約約款」(昭和25年2月(最終令和元年12月)中央建設業審議会)

<sup>\*</sup>設計図書とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう(公共工事標準請負契約約款)。また、国土交通省直轄土木工事においては、これに工事数量総括表を含めて設計図書としている。

### (参考法令等)

i)「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和元年9月) 第2 4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

### (参考資料)

1)「公共工事の円滑な施工確保について」(令和2年1月国土交通省)

2)「公共工事標準請負契約約款」(昭和25年2月(最終令和元年12月)中央建設業審議会)

【指針本文】

(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)

**予定価格の設定**に当たっては、工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるために、工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成した設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。

積算に当たっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、労働環境の改善状況、ICT の活用状況を含めた現場の実態把握に努めるとともに、これに即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準等を適用する<sup>1)</sup>。また、週休 2 日を確保すること等が重要であり、実態を踏まえて、労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、週休 2 日等に取り組む際に必要となる経費を適正に計上する。

積算に用いる価格が実勢価格と乖離しないよう、可能な限り、最新の労務単価、入札月における資材・機材等の実勢価格を適切に反映する。積算に用いる価格が実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。さらに、**最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直す**とともに、遅滞なく適用する。当該積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努める。

また、適正な積算に基づく設計金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる**歩切り**は、品確法第 7 条第 1 項第 1 号の規定に違反すること等から、これを**行わない**。

一方、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、工事に従事する者の労働環境の改善、必要な法定福利費の確保、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

参考

<sup>1)</sup> 例えば、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(国土交通省)を参照すること。

【解説】

○ 予定価格の設定 1) 2) 3) 4) 5)

公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。

国土交通省では、予定価格の算定を適正に行うため、工事の設計書に計上すべき当該工事の工事費の算定について必要な事項を定める土木工事工事費積算要領及び基準（以下「土木工事積算基準」という。）や公共建築工事積算基準を定め、これらに基づき予定価格の積算を行っている。公共工事の発注の際の予定価格はこれら積算基準などをもとに適正に算定されたものである必要がある。

※公共建築工事では、国土交通省において、「営繕積算方式活用マニュアル」を作成している。

## ○ 最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直す

1) 3) 4) 6)

国土交通省では、円滑な施工体制の確保や働き方改革、i-Construction の更なる推進に取り組める環境の充実等を図る観点から、最新の实態を踏まえ土木工事及び業務の積算基準等の改定を行います。【令和2年度 土木工事積算基準の改定（概要）】

### 1. 円滑な施工体制の確保

□ 現道上の工事※における間接経費の補正係数の改定

	改定後	改定前
共通仮設費の補正係数	1.4	1.2~1.3
現場管理費の補正係数	1.2	1.1

※DID、一般交通影響有地域における電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事

□ 山間地等の工事における移動時間を考慮した積算

時間的制約状況の程度	補正係数 (労務費)
1日の作業時間が7時間超7.5時間以下	1.06
1日の作業時間が4時間超7時間以下	1.14

### 2. 働き方改革に取り組める環境整備

□ 週休2日の補正係数の改定

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

※発注者指定型・受注者希望型問わず、4週8休を前提として当初積算

□ 休日割増の設定

- 「時間外割増」、「深夜割増」に加え、やむを得ず休日に作業を行う場合に備え、「休日割増」に関する基準を導入

### 3. i-Constructionの更なる拡大

□ ICT施工の積算方法の改定

① 3次元起工測量



② 3次元設計データ作成

③ ICT建機による施工



④ 3次元出来形管理



⑤ 3次元データ納品

【改定1】ICT建機について市場価格を採用

【改定2】ICT施工における補正係数を新設

共通仮設費の補正係数	1.2
現場管理費の補正係数	1.1

### 4. 改正品確法等を踏まえた積算基準の改定

□ 工期と連動した間接工事費の設定

- 一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合の積算基準を整備

□ 労災補償に係る保険料の計上

- 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への改定が法定化されたことを踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定



出典) 「令和2年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定」(令和2年2月国土交通省)

### (参考資料)

- 1) 「土木請負工事工事費積算要領及び土木請負工事工事費積算基準の制定について」(平成26年3月国土交通省)
- 2) 「積算基準の制定について(公共建築工事積算基準)」(平成15年3月(最終令和2年3月)国土交通省)
- 3) 「土木請負工事工事費積算要領等の一部改定について」(平成26年3月国土交通省)
- 4) 「土木請負工事の共通仮設費算定基準の一部改定について」(平成26年3月国土交通省)
- 5) 「営繕積算方式活用マニュアル」(平成27年1月国土交通省)
- 6) 「国土交通省土木工事積算基準等の改定について」(平成26年3月国土交通省)

II. 発注関係事務の適切な実施について  
1. 工事 1-1 工事発注準備段階

【1. 円滑な施工体制の確保】

(1) 現道上の工事等における施工地域補正の改定

○ 現道上の工事で一般交通の影響を受ける工事や、運搬費・安全費などの費用が割高となる市街地での工事について、より実態に即した積算を可能とするため、施工地域補正を改定。

共通仮設費の施工地域を考慮した補正の改定（案）

施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正 係数	適用 優先	施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正 係数	適用 優先
大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	2.0	1	大都市(1)	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事	2.0	1
大都市(2)	札幌市、…(中略)…、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2) 鋼橋架設工事	1.5	2	大都市(2)	札幌市、…(中略)…、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2) 鋼橋架設工事	1.5	2
市街地(DID補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.3	3	市街地(DID補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.3	3
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(※)の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	全ての工種(※)	1.3	4	一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(※)の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.4	3
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(2)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	全ての工種(※)	1.2	5	一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.2	6
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	市街地(DID補正)(1)以外(※)	1.2	6	市街地(DID補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.3	4
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種(※)	1.3	7	山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種(※)	1.3	8

現場管理費の施工地域を考慮した補正の改定（案）

施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正 係数	適用 優先	施工地域区分	適用条件 対象	工種区分	補正 係数	適用 優先
大都市(1),(2)	札幌市、…(中略)…、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2) 鋼橋架設工事	1.2	1	大都市(1),(2)	札幌市、…(中略)…、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地部については、鋼橋架設工事、下水道工事(1),(2)のみ対象とする。	鋼橋架設工事 舗装工事 電線共同溝工事 道路維持工事 下水道工事(1),(2) 鋼橋架設工事	1.2	1
市街地(DID補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.1	2	市街地(DID補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.1	2
一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(※)の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	全ての工種(※)	1.1	3	一般交通影響有り(1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(※)の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.2	2
一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(2)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	全ての工種(※)	1.1	4	一般交通影響有り(2)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.1	5
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	市街地(DID補正)(1)以外(※)	1.1	5	市街地(DID補正)(1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事 橋梁保全工事	1.1	3
山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種(※)	1.0	6	山間僻地及び離島	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	全ての工種(※)	1.0	7

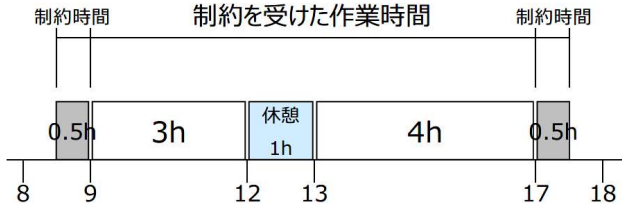
※ 直接工事費約1億円の舗装工事の場合、  
工事価格 約164百万円→約168百万円(約400万円:2.7%)増

## (2) 時間的制約を受ける積算方法の見直し

土木工事において、現場条件により継続的に時間的制約を受け、標準作業時間（8時間）を確保することができない場合の積算方法として、労務費の補正を行う。

### 時間的制約を受ける積算のイメージ

#### (昼間施工で時間的制約を受ける場合の例)



### 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合※1	1.06
時間的制約を著しく受ける場合※2	1.14

※1：作業時間が、7時間/日を超え7.5時間/日以下  
 ※2：作業時間が、4時間/日以上、7時間/日以下

$$\begin{aligned} \text{設計労務単価} &= \text{基準額} \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準額} \times \mathbf{1.14} \end{aligned}$$

### 時間的制約条件

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

以上の時間帯を避けた施工を行う場合。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

**砂防工事等の  
山間部の工事を  
想定して、  
要件を追加**

- ① 現道の交通量の多い時間帯
- ② 通勤・通学の時間帯
- ③ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ④ 工事現場周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- ⑤ 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

①～④の時間帯を避けた施工を行う場合又は⑤の制約を受ける場合。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

※ 直接工事費約1億円の砂防・地すべり工事で時間的制約を著しく受ける場合は、工事価格 約200万円（約1.3%）増

## (3) 大規模災害における復興係数・復興歩掛（継続）

○ 被災地では、機材の調達等による間接工事費の支出の増大や工事量の増大による資材やクランプトラック等の不足から作業効率が低下する実態を踏まえ、復興事業の円滑化を目的に復興係数・復興歩掛を導入。

### 被災地における施工確保対策

		東日本大震災	熊本地震	平成30年7月豪雨
復興係数 間接工事費 を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1 (H29.11.1一部引き上げ)	R1.8.19
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	対象地域	被災3県（岩手・宮城・福島）	熊本県内	広島県内
	補正率	共通仮設費： <u>1.5</u> 現場管理費： <u>1.2</u>	共通仮設費： <u>1.4</u> （阿蘇・上益城） <u>1.1</u> （その他県内） 現場管理費： <u>1.1</u>	共通仮設費： <u>1.1</u> 現場管理費： <u>1.1</u>
復興歩掛 歩掛の日当たり標準作業量を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	土工、コンクリート工	土工	土工
	対象地域	被災3県（岩手・宮城・福島）	熊本県内	広島県内
	補正率	土工：標準作業量を <u>20%低減</u> コンクリート工：標準作業量を <u>10%低減</u>	土工：標準作業量を <u>20%低減</u>	土工：標準作業量を <u>20%低減</u>

**令和2年度も現行の復興係数・復興歩掛を継続**

出典)「令和2年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定」(令和2年2月国土交通省)

【2. 働き方改革に取り組める環境整備】

(4) 週休2日の労務費、機械経費（賃料）、間接工事費の補正

- 週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し。
- 受注者希望方式における積算方法を、現場閉所の達成状況に応じた設計変更から、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。

週休2日工事の実施状況

	H29	H30	H31・R1	(R1.9時点)		
				発注者指定	受注者希望	交代制モデル
公告件数	3,841	6,485	4,902	407	4,370	125
実施件数	1,106	3,129	2,458	215	2,159	84
実施率	29%	48%	50%	53%	49%	67%

週休2日の補正係数

(H31・R1年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上	(R2年度)	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05	労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04	機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.01	1.03	1.04	共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.02	1.04	1.05	現場管理費	1.03	1.04	1.06

※週休2日対象工事の中から一部の工事を抽出し、発注部局の協力のもと、建設業所管部局において下請への賃金の行き渡りについて調査

(5) 新たな労務単価の割増し

- 休日割増を導入
- 契約後、受注者の法定休日について報告を貰う。

土木工事標準積算基準書（改定案）

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

3 労務費

労務費は、工事を施工するに必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)から(4)によるものとする。

(1) 所要人員

<略>

(2) 労務賃金

<略>

(3) 夜間工事の労務単価

<略>

(4) 休日作業の労務単価

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増し（基準額×割増対象賃金比×0.35）を加算するものとする。

※法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上以上の休日

(参考) 労働基準法【抜粋】

(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)

第三十三条

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

2 前項ただし書の規定による届出があつた場合において、行政官庁がその労働時間の延長又は休日の労働を不相当と認めるときは、その後その時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。

3 公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、官公署の事業（別表第一に掲げる事業を除く。）に従事する国家公務員及び地方公務員については、第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。

(参考) 労働基準法に基づく割増賃金率表

種類	支払う条件	割増率
時間外 (時間外手当・残業手当)	法定労働時間（1日8時間・週40時間）を超えたとき	25%以上
	時間外労働が限度時間（1か月45時間、1年360時間等）を超えたとき	25%以上（※1）
	時間外労働が1か月60時間を超えたとき（※2）	50%以上（※2）
休日（休日手当）	法定休日（週1日）に勤務させたとき	35%以上
深夜（深夜手当）	22時から5時までの間に勤務させたとき	25%以上

（※1）25%を超える率とするよう努めることが必要です。

（※2）中小企業については、当分の間、適用が猶予されています。



### 【3. i-Construction の更なる拡大】

#### (7) ICT施工における積算基準の拡充

##### ICT施工のフロー



##### 現 行

項 目	計上項目	積算方法
①	3次元起工測量	共通仮設費 見積徴収 による積上げ
②	3次元設計データ作成	共通仮設費 見積徴収 による積上げ
③	ICT建機施工	直接工事費 損料または賃料
	(保守点検)	共通仮設費 算定式 による積上げ
	(システム初期費)	共通仮設費 定額 による積上げ
④	3次元出来形管理	共通仮設費 率計上 (通常工事と同率)
⑤	3次元データ納品	共通仮設費 率計上 (通常工事と同率)
その他	社員等従業員給与と手当や外注経費等	現場管理費 率計上 (通常工事と同率)

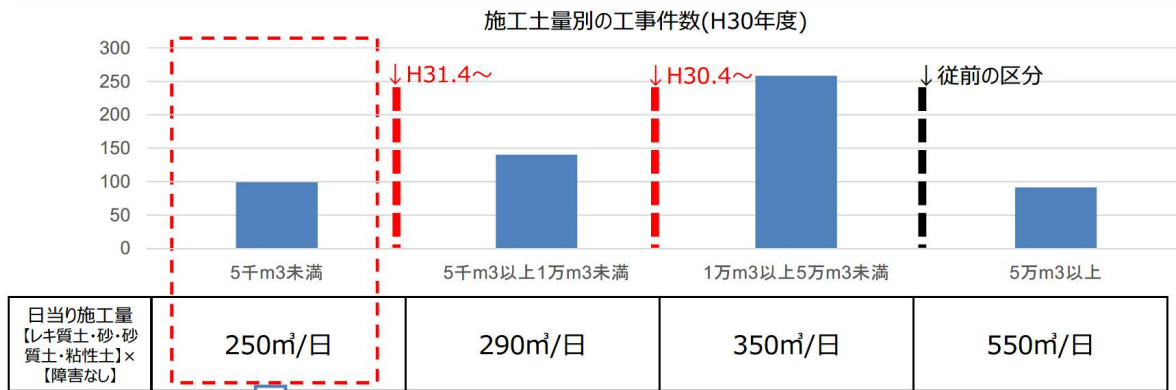
##### 改定 (案)

積算方法の改定	
見積徴収	
見積徴収	
市場の単価を反映	
算定式	
定額	
補正係数の設定	共通仮設費 補正 1.2 現場管理費 補正 1.1
補正係数の設定	
補正係数の設定	

※直接工事費 約1億円の河川工事の場合、  
工事価格 約153百万円→約155百万円 (約200万円:1.3%)増 (ICT建機賃料の改定含む)

#### (8) ICT活用工事における小規模施工の積算対応

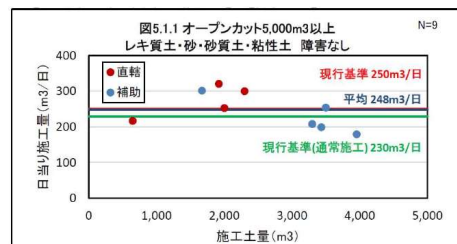
○現場条件により、標準のICT施工機械(クローラ型山積0.8m<sup>3</sup>)が施工現場に搬入できない、又は配置できない場合などは、標準積算によらず見積りを活用するなど適正な予定価格を設定。



現場条件により、標準のICT施工機械※よりも  
規格の小さい施工機械を用いる場合は、  
標準積算によらず見積りを活用

標準のICT施工機械を活用する場合、5,000m<sup>3</sup>未満の工事  
における日当り施工量には、施工土量による差は見られない。

※バックホウクローラ型山積0.8m<sup>3</sup>



(9) ICT施工の新規工種に係わる積算要領について

○ ICTの新規工種として、地盤改良工（深層混合）の「スラリー攪拌工（ICT）」、舗装工（修繕工）の「切削オーバーレイ工（ICT）」の2工種を新設

○スラリー攪拌工（ICT）

【ICT施工の概要】

本施工は、セメント及び石灰系固化材のスラリー材（セメントミルク又はモルタル）を圧送・注入し、原地盤と攪拌・混合することにより改良体（コラム）を造成する工法において、地盤改良機の位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分を用いて、作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術による地盤改良工である。

【制定内容】

- 施工位置決め効率化による日当たり施工量の制定  
杭長が短い場合の日当たり施工本数が効率化することを反映
- ICT建設機械経費加算額の制定  
ICT地盤改良機に取付る各種機器及び地上の基地局・管理局の賃料
- システム初期費の制定  
ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者へ貸出しに要する費用



(従来)誘導員による位置決め (ICT)施工位置のガイダンス画面(例)

○切削オーバーレイ工（ICT）

【ICT施工の概要】

本施工は、出来形計測の省力化を図ることが出来るシステムを用いた、ICT路面切削機によるアスファルト路面の切削作業である。路面切削機の位置及び刃先の位置をリアルタイムに取得した、施工履歴データと3次元設計データとの差分による出来形管理を行うものである。

【制定内容】

- ICT建設機械経費加算額の制定  
施工履歴データ取得に必要な各種機器及び地上の基地局・管理局の賃料
- システム初期費の制定  
ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者へ貸出しに要する費用



出典)「令和2年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定」(令和2年2月国土交通省)

#### 【4. 改正品確法等を踏まえた積算基準の改定】

##### (1 1) 工期と連動した間接工事費の設定

- 現状、一時中止に伴う増加費用等の積算の基準は整備されているが、一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合（天候要因等の場合）の積算基準を整備。
- 施工実態に即して、算定方式の係数を見直す。  
※本基準を適切に運用できるよう、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

##### 改定案

###### □ 算定方法

$$G = dg \times J \times \alpha$$

G : 中止期間中の工期延期に伴う現場維持等の費用（受注者の責によるものを除く）

dg : 中止工期延期に係る現場経費率（%）

J : 対象額（一時中止工期延期時点の契約上の現場管理費対象純工事費）

α : 積上げ費用

N : 中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数 - 工期延期日数（受注者の責によるものを除く）

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A, B, a, b : 各工種毎に決まる係数（別表-1）

$$dg = \left[ A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^{b+N}} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

##### 現 行 「河川工事」の事例

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b
	地方部（一般交通等の影響なし）	地方部（一般交通等影響有）山間僻地離島	市街地（DID地区・準する地区）			
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311

##### 改定（案）

工種区分	係数A					係数B					係数a	係数b
	一般交通影響無し	一般交通影響有(1)	一般交通影響有(2)	市街地(DID補正)(2)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	一般交通影響有(1)	一般交通影響有(2)	市街地(DID補正)(2)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615

※ 純工事費約2億円の河川工事で約20日間の工期延期をした場合は約146万円が約150万円へ約4万円（約2%）増

##### (1 2) 除雪工における積算方法の改定

- 施工実態調査の結果を踏まえ、道路除雪工の歩掛を改定。
- 除雪作業は維持工事に含めて発注することが多いことから、通常4月に行う歩掛改定を次年度の早期発注に間に合うように、年度内に歩掛の一部改定を行う。
- 改定歩掛の適用は令和2年2月1日以降に契約締結する工事とする。

##### 現 行

除雪機械1時間当たり単価表

名称	単位	数量
運転手（特殊・一般）	人	1/T
助手（特殊作業員・普通作業員）	人	1/T
土木一般世話役	人	(1/T)/5
機械付労務（特殊作業員・普通作業員）	人	
除雪機械	h	1
付属品損耗費	h	1
燃料費	L	
諸雑費	式	1

##### 改 定

除雪機械1時間当たり単価表

名称	単位	数量
運転手（特殊・一般）	人	1/T
助手（特殊作業員・普通作業員）	人	1/T
除雪作業世話役（土木一般世話役）	人	(1/T)/3
機械付労務（特殊作業員・普通作業員）	人	
除雪機械	h	1
付属品損耗費	h	1
燃料費	L	
諸雑費	式	1

II. 発注関係事務の適切な実施について  
1. 工事 1-1 工事発注準備段階

(13) 労災補償に必要な保険契約における保険料の積算方法の検討

- 改正品確法において、労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映が法定化されたことを踏まえ、全工種区分の現場管理費を改定。  
※併せて、入札説明書において労災補償に必要な保険の付保を要件化

●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要

＜編纂の範囲＞  
R1.4.38 衆議院本会議決法（全費一取）  
R1.4.7 参議院本会議決法（全費一取）  
R1.4.34 公布・施行

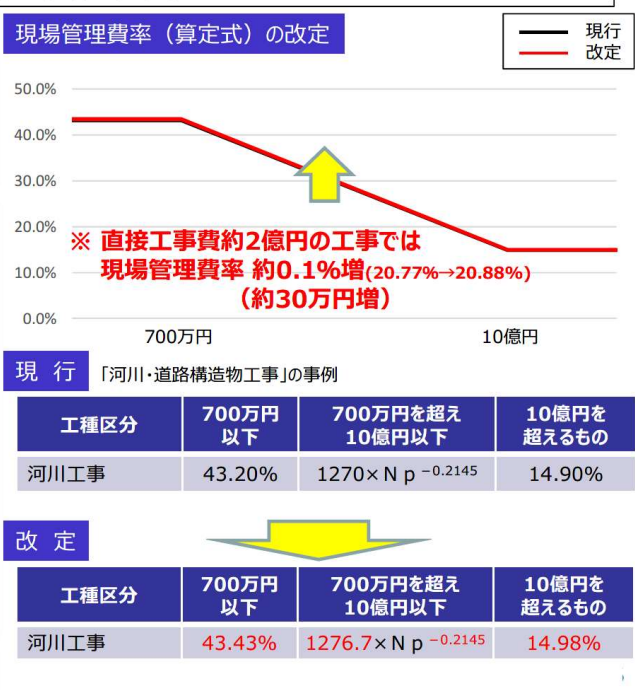
背景・必要性

1. 災害への対応
  - 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務
2. 働き方改革関連法の成立
  - 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務
3. 生産性向上の必要性
  - 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せて、生産性の向上が急務
4. 調査・設計の重要性
  - 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要

1. 災害時の緊急対応の充実強化
  - 【基本理念】災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備
  - 【発注者の責務】
    - ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
    - ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
    - ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用
2. 働き方改革への対応
  - 【基本理念】適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮
  - 【発注者の責務】
    - ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
    - ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、
    - ③業務負担の軽減・軽減の活用による労務負担の軽減、中長期的な発注見通しの作成・公表等
    - ④設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許書の活用等
  - 【公共工事等を実施する者の責務】適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結
3. 生産性向上への取組
  - 【基本理念、発注者・受注者の責務】情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上
4. 調査・設計の品質確保
  - 公共工事に関する調査等（地質、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け
5. その他
  - (1)発注者の体制整備
    - ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
    - ②国・都道府県による、発注関係事務に關し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等
  - (2)工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な提供・活用【基本理念】
  - (3)公共工事の目的の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改定



(14) 墜落制止用器具（フルハーネス型）の原則化に伴う積算対応

- 安全衛生法関係法令が改正（平成31年2月施行）され、墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となった。
- 現行の安全帯の使用は、令和4年1月1日までの猶予期間があり、その間の費用計上方法は実績変更により計上。
- 共通仮設費の率計上に向けて、次年度から諸経費動向調査を実施する。

安衛法令等の改正

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用	使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)																
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				製造・販売可能								販売可能				
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

費用計上のイメージ

①墜落制止用器具 購入額

積算計上額 = ③安全帯費<sup>※1</sup> + ②助成金額

【計算式】  
積算計上額 = (① - ② - ③) ×  $\frac{\text{当該工事における使用年数}}{\text{耐用年数}}$  × 購入数量

※1安全帯費：共通仮設費の率分に計上されている額を控除

## ○ 歩切りは行わない <sup>1) 1)</sup>

「歩切り」とは、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為である。品確法改正に伴い歩切りによる予定価格の設定は法律違反であることが、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月閣議決定、令和元年 10 月最終改正）（以下「適正化指針」という。）において、以下のとおり定められている。

### 【歩切り】

第 2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(1) 適正な予定価格の設定に関すること

(中略)

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。また、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事が入札不調・不落が生じているとき、災害により通常積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めるものとする。加えて、当該積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めるものとする。なお、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工物品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号の規定に違反すること、予定価格が予算決算及び会計令や財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを行わないものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年 10 月閣議決定）

国土交通省では、「歩切りに関するリーフレット」を作成し、歩切りに該当する事例について、以下のとおり記載している。

あわせて、国土交通省では、地方公共団体における歩切りの実施の有無、実施している場合における見直しの検討状況等について平成 26 年 12 月から調査を行っており、歩切りの撤廃に理解をいただけないなどの場合には、必要に応じて発注者名を公表することとしている。

### (参考法令等)

i) 「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（以下、適正化指針）

第 2 4 (1) 適正な予定価格の設定に関すること

### (参考資料)

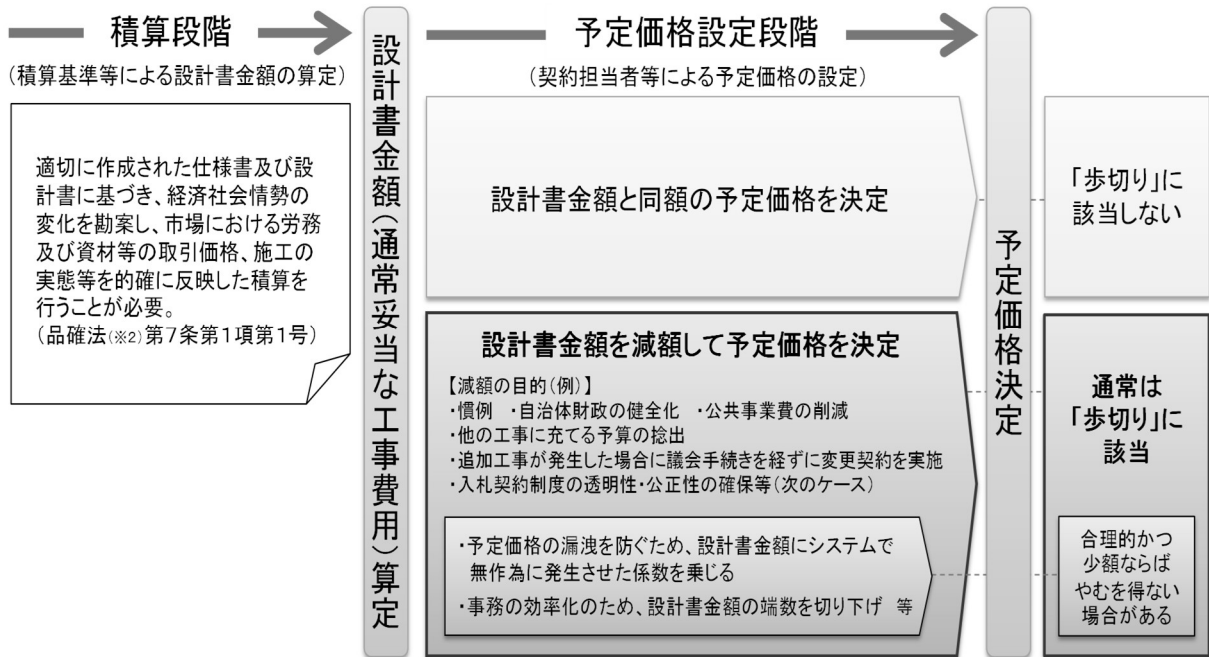
1) 「歩切りに関するリーフレット」（平成 26 年 12 月国土交通省）

**【歩切りとは】**

例えば、下記のような場合、通常は「歩切り」に該当することから、財務規則や事務取扱要領等の根拠規定を見直した上で、その運用を是正することが必要です。

- ①慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ②自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ③一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ④追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定の額を減額して予定価格を決定
- ⑤予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定
- ⑥事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等

ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るため合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまる時には、やむを得ない場合があると考えられます。



出典)「歩切りに関するリーフレット」(平成26年12月国土交通省)



## 【指針本文】

### (適正な工期設定)

労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、建設業において令和6年4月1日より罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、**適正な工期設定等**の働き方改革への対応を進めていく必要がある。

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する<sup>2)</sup>。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。さらに、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努める。

なお、余裕期間制度には、①発注者が工事の始期を指定する方式（発注者指定方式）、②発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式（任意着手方式）、③発注者が予め設定した全体工期の中で受注者が工事の始期と終期を決定する方式（フレックス方式）があり、これらの活用には、地域の実情や他の工事の進捗状況等を踏まえて、適切な方式を選択する。

#### 参考

<sup>2)</sup> 例えば、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

## 【解説】

### ○ 適切な工期設定 1) 2) 3)

公共工事の工期は、工事の施工手順等を踏まえた期間を確保することを前提とし、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を見込んだ上で適切に設定する必要がある。また、発注や施工時期の平準化により、担い手の確保、処遇や労働環境の改善、企業の経営健全化が期待される。

国土交通省では、国庫債務負担行為の一層の活用により施工時期等の平準化に努めるとともに、必要に応じて事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間の設定を行うこととしている。

東北地方（被災3県）では、余裕期間の設定について国土交通省直轄工事、宮城県発注工事等で先行して実施し、他の地方ブロックへ展開している。

### 【適正な工期設定】

#### (1) 工事発注準備段階

##### 1) 全体工期に含むべき日数・期間の設定

全体工期に含むべき日数・期間として、以下の日数・期間を適切に設定する。

##### ① 余裕期間

余裕期間は、契約ごとに、6ヶ月を超えない範囲内で期間を設定することができる。余裕期間制度については、次の方式があり、いずれかの方式を原則活用する。なお、iiiフレックス方式において、受注者が極端に短い実工期（発注者が想定する実工期よりも10%以上短い実工期）を設定しようとする際には、その理由を確認すること。



i 発注者指定方式

発注者が工事の始期を指定する方法

ii 任意着手方式

発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法

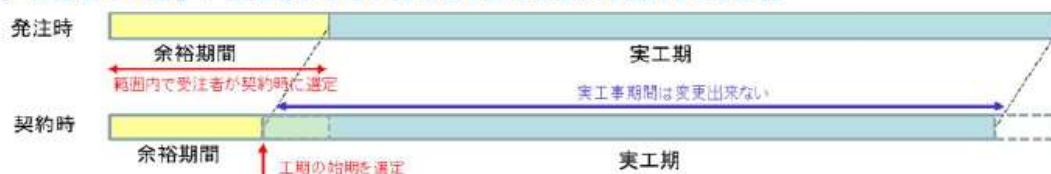
iii フレックス方式

発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法

①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



②準備期間

準備期間は、主たる工種区分ごとに下表に示す期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況等に応じて設定するものとする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	共同溝等工事	80日
河川・道路構造物工事	40日	トンネル工事	80日
海岸工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
道路改良工事	40日	道路維持工事※1	50日
鋼橋架設工事	90日	河川維持工事※1	30日
PC橋工事	70日	電線共同溝工事	90日
橋梁保全工事	60日	ダム工事※2	90日
舗装工事（新設）	50日	その他	30日
舗装工事（修繕）	60日		

※1 通年維持工事は除く

※2 ダム本体工事を含む工事に限る

(参考資料)

- 1) 「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」(令和2年3月国土交通省)
- 2) 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて(平成30年7月2日 改訂)」(国土交通省 HP)
- 3) 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(平成30年2月中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議)

### ③施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、毎年度設定される「作業日当たり標準作業量について」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出するものとする。

その際、パーティ数は基本1パーティで設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮のうえ、パーティ数を変更して良いものとする。

### ④不稼働日

不稼働日は、「休日」、「天候等による作業不能日」、「その他の作業不能日」の合計の日数を設定するものとする。

#### i 休日及びii 天候等による作業不能日

「休日」及び「天候等による作業不能日」は、工事ごとに個別に積み上げるのではなく、地域ごとの雨休率をもとに設定して良いものとする。

#### <雨休率の設定方法>

「休日」は全国共通で、土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日）とするものとする。ただし、社会的要請・自然的制約により施工を急ぐ必要がある工事<sup>1</sup>についてはこの限りではない。

「天候等による作業不能日」は、1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日とし、過去5か年の気象庁のデータより地域ごとの年間の平均発生日数を算出することを基本とする。このほか、暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い。また、工種や施工時期（季節）に応じて設定しても良い。

これらに基づき、「休日」と「天候等による作業不能日」を考慮した雨休率を設定する。

H25～H29の東京における気象データから算出した雨休率：0.7

#### iii その他の作業不能日

「その他の作業不能日」は、工事ごとに次のことを考慮するものとする。

#### ア) 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件があるが、その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算するものとする。

#### イ) 地域の実情の考慮

工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：出水期、積雪期、地域の祭りなど）により施工できない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算するものとする。

#### ウ) その他

上記ア)、イ)以外の事情がある場合は、適切に見込むものとする。

### ⑤後片付け期間

後片付け期間は、工種区分ごとに大きな差が見受けられないことから、20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況等に応じて設定するものとする。

### 2) 「工期設定支援システム」の活用

原則として「工期設定支援システム<sup>2)</sup>」を活用して工期を設定するとともに、設定した工期の妥当性を確認するものとする。過去の同種・類似工事の工期と比べて、10%以上乖離している場合は、特に注意し、必要に応じて工期を見直す。ただし、土木工事においては、その地域や箇所の特性等から工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに注意するものとする。

なお、工期設定支援システムが活用できない場合には、別紙「工種区分の直轄工事費と実工期の相関分布」を参考にして工期の妥当性を確認して良いものとする。

### 3) 工期設定の条件明示等

工期設定に係る条件を設計図書に明示するものとする。

#### 【特記仕様書の記載例】

##### 第〇条 工期

##### <余裕期間制度（発注者指定方式）に関する記載例>

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和〇年〇月〇日まで）

※契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

##### <余裕期間制度（任意着手方式）に関する記載例>

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から〇〇日間

（ただし令和〇年〇月〇日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※契約締結後において、工事の始期の変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から●●日間で工事を完了させること。

<余裕期間制度（フレックス方式）に関する記載例>

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式〇により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはいならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和〇年〇月〇日（工事完了期限）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする

<共通の記載例>

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	〇日間
後片付け期間	〇日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	〇. 〇
うち休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）	〇日間
その他の作業不能日	〇日間 Rx. x. x ～Rx. x. x

※このほかに特別に見込んでいる日数や特別に工期に影響のある事項があれば記載する。

※供用時期等が決まっていることにより、工事の完了時期が決まっている場合は、当該条件を記載すること。（例：当該箇所は Rx. x. x に供用を予定している箇所である。）

また、週休2日対象工事（発注者指定方式）<sup>3</sup>においては、条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する<sup>4</sup>こととするほか、その他の工事においても公表に努める。

(2) 施工段階

1) 工事工程クリティカルパスの共有

土木工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる状況下で現場において実施されるものである。そのため、当初想定した条件下での工程が、当初予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になったりすることがある。

そのうち、受注者の責によらない場合は、受発注者間で協議のうえ、適切に必要な日数を延期する必要がある。協議を円滑に実施するため、原則すべての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

### <工事工程クリティカルパスの共有方法>

円滑な協議を行うため、施工当初（準備期間内）において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するののか）について、受発注者で共有するものとする。

工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨、特記仕様書等に明示するものとする。

工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

また、工期全体にわたって工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとし、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

### 2) 工期の変更

工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有するものとする。

工程の変更理由が、たとえば以下①～⑤に示すような受注者の責に寄らない場合は、適切に工期の変更を検討するものとする。なお、個別の工事における、工期変更の判断については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととする。また、工期が翌年度に渡ることとなったときは、繰越等の手続きを行うものとする。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

#### 【特記仕様書の記載例】

##### 第〇条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム（ASP）の機能を活用するものとする。また、受注者が作成した工事工程については、成果物として電子データで納品を受けるものとする。

3) 工期変更に伴う間接工事費の変更

受注者の責に寄らない理由による工期延期を協議する際には、あわせて、請負契約額の変更について協議を行う。請負契約額の変更については「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」（令和2年2月13日付け、国官技第346号）に基づき、適切に積算を行う。なお、個別の工事における、請負契約額の変更の判断については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこととする。

(3) 工事完成後

1) 実績工事工程の収集

成果物として納品を受けた工事工程については、国土技術政策総合研究所へ送付する。

<sup>1</sup> 社会的要請・自然的制約により施工を急ぐ必要がある工事においては、必要な経費を計上するなどにより、工事従事者が交替により休日が確保できるようにし、建設業の働き方改革を阻害しないように留意する。

<sup>2</sup> [http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html)

本システムにおいては、本指針に示す「全体工期に含むべき日数・期間」が考慮されているほか、過去の同種・類似工事の工期との比較機能により、工期の妥当性を確認することができるため、適正な工期設定を図ることができる。

<sup>3</sup> 受注者が週休2日に取り組むことを、発注者が指定する方式

<sup>4</sup> 概略工程表のほか、工期に関する条件明示に資する資料についても公表を検討する（条件チェックシート等）。

出典)「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和2年3月国土交通省）

## 【建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（第1次改訂）】

（平成30年7月2日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ）

### 1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。
- 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したものである。

### ガイドラインの内容

#### 2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

##### (1) 請負契約の締結に係る基本原則

- 受注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

##### (2) 受注者の役割

- 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

##### (3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

##### (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

#### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

##### (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
  - ・ 建設工事従事者の休日（週休2日等）
  - ・ 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
  - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等
- 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。
- 週休2日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休2日工事の件数拡大。

- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブツク」を行わない。
- 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

##### (2) 必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

- 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。
- 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を助産した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

##### (3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
  - ・ 3次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
  - ・ プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用 等

##### (4) 下請契約における取組

- 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。
- 週休2日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

##### (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

- 工事の特性等を踏まえ、外部機関（コンストラクション・マネジメント企業等）を活用。

#### 4. その他（今後の取組）

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

出典)「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（平成30年7月2日 改訂）」  
（国土交通省 HP）

なお、公共建築工事については、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び都道府県・政令市と国土交通省で構成される全国営繕主管課長会議にて、適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」を策定している。

## 【指針本文】

### (計画的な発注や施工時期の平準化)

工事の施工時期の平準化は、繁忙期と閑散期の工事量の差を少なくし、年間を通して工事量を安定させ、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与するものであるため、発注者は積極的に以下の取組を実施する。

#### <発注見通しの統合・公表の実施>

計画的な発注を適切に実施するため、中長期的な工事の**発注見通しについて**、発注者の取組や地域の実情等を踏まえて各発注者と連携して作成し、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等（以下「地域発注者協議会等」という。）を通じて、**地域ブロック単位等で統合して公表**するよう努める。

さらに、当該年度の工事の詳細な発注見通しについて、原則として四半期毎に、地域ブロック単位等で統合して公表する。

#### <繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒し>

年度当初からの予算執行の徹底、工期が1年に満たない工事についても繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による年度末の工事の集中を回避するといった予算執行上の工夫等により、適正な工期の確保と工事の施工時期の平準化に取り組む。

また、発注者としての国及び特殊法人等は、年度当初から履行されなければ事業を執行する上で支障をきたす、又は適切な工期の確保が困難となる工事については、条件を明示した上で予算成立を前提とした入札公告の前倒しを行い、計画的な発注に努める。

#### <取組状況等の公表>

地域発注者協議会等において、地域の実情を踏まえ、施工時期の平準化の取組状況等について、先進事例を共有するとともに、他の発注者の状況も把握できるよう公表に努める。



【解説】

○ 施工時期の平準化

【これまでの取組】

これまでの経緯

- H26.6 公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、品確法という。)において、発注者の責務として「**計画的に発注を行う**とともに、適切な工期を設定するよう努めること。」が規定
- H27.1 品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針(以下、**運用指針**という。)」において、発注者に対し、**施工時期の平準化に努める**ことを規定
- R1.6 **改正品確法**において、発注者の責務として、「**公共工事等の実施の時期の平準化**」が規定
- R2.1 **改正運用指針**において、発注者に対し、「**施工時期等の平準化**」を**必ず実施**することとして規定

国交省の取組

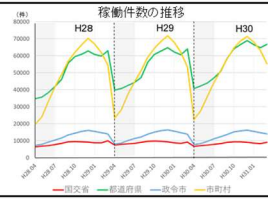
- ①国土交通省直轄工事において、**国庫債務負担行為**や**繰越明許費**を活用した
  - ・適正な工期設定
  - ・適切な設計変更**等を徹底**

②国庫債務負担行為の積極的活用

※27年国債+当初予算におけるゼロ国債

H27年度 約200億円 → R1年度 約3,200億円

- ③地域発注者協議会等を通じて地方公共団体等へノウハウを共有

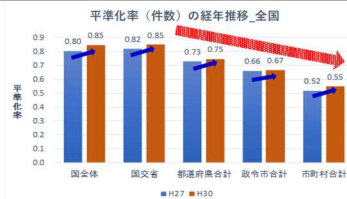


実績

- 平成30年度の平準化率※は、**国:0.85、都道府県:0.75、政令市:0.67、市町村:0.55**である。

$$\text{※平準化率} = \frac{\text{4-6月期の平均稼働件数}}{\text{年度の平均稼働件数}}$$

- 施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるものの、**市町村ではまだ低い水準**となっている。



※ 平準化率は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター コシノテクノロジーセンター」に集積された工事(1件当たり300万円以上)を国・都道府県・政令市・市町村の4区分に別けて算出(データ集計時点:令和元年5月1日)

出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会」(令和2年2月国土交通省)

【対策の進め方】

- ・今般、改正品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「**発注者の責務**」として明確に規定
- ・また、入契法で、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「**努力義務化**」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市町村ではいまだに低い水準となる平準化の推進が必要

[※平準化率は、国:0.85、都道府県:0.75、市町村:0.55(H30年度)]

- ・**全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援。**
- ・まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかける。

取組事例等の周知徹底

- 施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底(中小企業者調達推進協議会(R1.7)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、監理課長等会議(8ブロック)、施工確保通知(R2.1等)等)
- 地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及)

平準化の進捗・取組状況の見える化

- 地方公共団体における平準化の進捗・取組状況の見える化して継続的にフォローアップ
  - ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況の見える化し、他の団体と比較できるよう公表
  - ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
  - ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、1月から2月にかけて個別にヒアリングを実施

出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会」(令和2年2月国土交通省)

## 【地方公共団体における平準化の取組事例について】

### 1. 本事例集の趣旨・目的

国土交通省では、平成28年4月に「地方公共団体における平準化の取組事例について ～平準化の先進事例「さしすせそ」～」を作成し、公表致しました。また、平成29年3月に新たに市区町村の取組事例を収集して充実を図り、第2版として作成し、公表致しました。

この事例集は、地方公共団体から「取組を進めるに当たって他の地方公共団体の取組事例を参考としたい」などの意見が多数寄せられたことから、これらのニーズに対応するため作成したものです。

年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であり、改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期等の平準化に努めることとされています。

発注・施工時期等の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用、発注見通しの統合・公表、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図る必要があります。

国土交通省においては、これまで国庫債務負担行為の活用として、平成27年度から、工期が12ヶ月未満の工事についても、必要に応じて、適正な工期を確保するため2カ年国債を設定するとともに、平成29年度当初予算では、新たにゼロ国債を設定するなど積極的に平準化の取組を推進しております。平成30年度予算においても、国庫債務負担行為の額を前年度より上積みするとともに発注見通しの統合・公表を拡大するなど、平準化の推進に積極的に取り組んでおります。

このような発注・施工時期等の平準化に向けた取組をさらに多くの地方公共団体に広げることが重要であることから、昨年に引き続き、地方公共団体が取り組む事例を収集し、本事例集をとりまとめたところです。

今般改訂した事例集では、都道府県の取組状況と共に、積極的に平準化を進めている市区町村の取り組みや工夫等を拡充し、取りまとめ致しました。

地方公共団体においては、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、一層の発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるための一助として、引き続き、本事例集を活用して頂ければ幸いです。

## 地方公共団体における平準化の取組事例集(さ・し・す・せ・そ)

○ 平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に第3版作成。

### ■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

#### ① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用する。

#### ② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用する。

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

#### ③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

#### ④ (せ) 積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

#### ⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

出典)「地方公共団体における平準化の取組事例について【第3版】」(平成31年5月31日 改訂)  
(国土交通省 HP)

## ○ 発注見通しについて地域ブロック単位等で統合して公表

各発注機関それぞれで公表している発注見通しを統合して公表すること等により、受注者が技術者・技能者の配置等を計画的に行いやすい環境を整えることができる。

現在、国土交通省をはじめ国の機関・都道府県等の発注見通しについてはポータルサイトにより、共有化されている。また、一部発注者においては、発注見通しの更新頻度を高める取組を実施されている（例えば、国土交通省では四半期毎に発注見通しを更新）。

### 【中長期的な発注の見通し公表について（案）】

#### 背景

令和元年6月に改正された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」。）において、発注者の責務として、公共工事の実施の時期の平準化を図るため、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表を講ずることが明記された。

#### <根拠条文>

品確法第七条第一項（抄）

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百四十四条に規定にする債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

#### 対応の基本方針

- 入札情報サービスに、「中長期的な発注の見通し」に関するページを新設（現在は、各年度毎の個別の工事・業務の発注の見通しを公表）
- 掲載をする情報は事業（プロジェクト単位）を基本とし、事業計画通知や各種計画等で既に公表している情報を用いて対応

#### スケジュール

- 令和2年度から直轄の取組を公表予定
- その後、地域発注者協議会を通じて、取組を順次拡大予定

出典) 「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会」（令和2年2月国土交通省）

発注見通しの統合・公表（令和2年3月時点）

参加団体	国	特殊法人等	県	政令市	市区町村	合計
団体数	136/138	70/75	47/47	20/20	1687/1722	1960/2002
公表率	99%	93%	100%	100%	98%	98%

注1) 国・法人等の分母は地域発注者協議会に加入している全団体（国土交通省含む）

注2) 市町村は政令市除く

注3) 国、特殊法人等については組織数でカウント（〇〇県労働局と△△県労働局が別カウントするが、同一組織内の〇〇部長と△△部長は同一カウント）

## ○ 繰越明許費・債務負担行為の活用<sup>1)</sup>

### 【地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策】

第2 5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

(2) 地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が多くなる傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。

公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

このため、計画的に発注を行うとともに、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定など次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずることにより、施工の時期の平準化を図るものとする。

#### ①債務負担行為の活用

出水期その他の事由により年度当初に施工する必要がある工事のみならず、工期が1年に満たない工事についても、債務負担行為を積極的に活用し、翌年度にわたる工期の設定を行う。

#### ②柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手型の余裕期間制度等を活用し、工期の設定や施工の時期の選択を柔軟にする。

#### ③速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）

用地取得等により工期の遅れが生じた場合、工事を実施する中で設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合などにおいて設計図書の変更の必要が生じた結果、年度内に工事が終わらないと見込まれるときは、その段階で速やかに繰越明許費を活用する手続を開始し、翌年度にわたる工期の設定を行う。

#### ④積算の前倒し

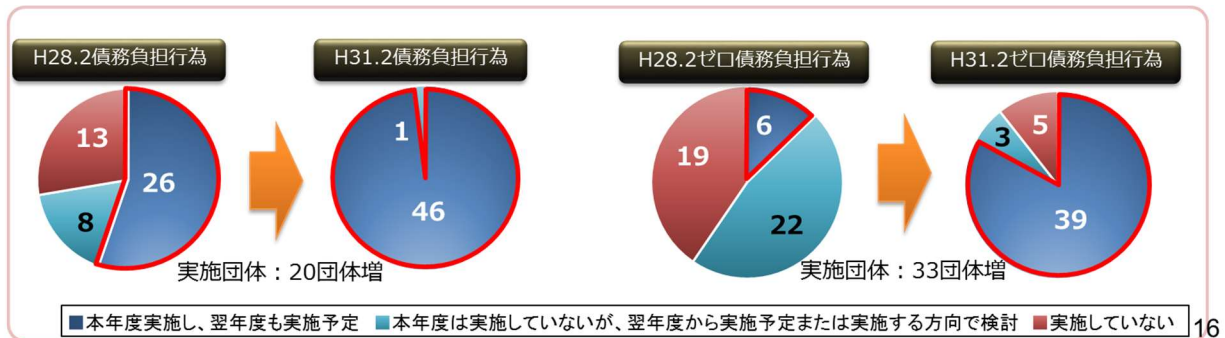
債務負担行為を活用しない工事であって、年度当初に発注手続を行うものについては、速やかに発注手続を開始できるよう、発注年度の前年度のうちに設計及び積算を完了させる。

#### ⑤早期執行のための目標設定

4月から6月までにおける工事稼働件数や工事稼働金額等の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月閣議決定)

債務負担行為の活用状況（交付金事業/H28.2、H31.2 比較）



【中部ブロック発注者協議会の成果】

- 全国統一指標は着実に推進、発注見通しの統合公表は**参画機関100%を達成**
- 自己評価結果の**ランキング公表**、取組の「見える化」により意識改革を実施
- 中部ブロックでは、地域単位で活動に取り組む「**推進会議**」を設置【**組織体制の強化**】

◆取組・成果

- 全国統一指標**  
①予定価格の適切な設定 ②適切な設計変更 ③施工時期の平準化
- 中部ブロック自己評価指標として15項目を設定【公表】**  
特に取組推進する「重点項目」として3項目を設定  
①施工時期の平準化 ②週休2日工事 ③設計変更ガイドライン
- 取組状況を発注者協議会HPで公表

◆中部ブロックの取組・成果

- 発注見通しの統合公表**  
各発注機関の工事発注見通しの全容が地域毎に把握できるよう「地区別発注見通し」を平成29年4月から公表【参画率】  
81% (H29.9) → **100% (R1.7)**
- 自己評価結果のランキング公表**  
●全国統一指標及び中部重点項目を点数化  
●各県毎に自治体の取組ランキングを作成
- 取組の「見える化」**  
●平準化、週休2日工事、設計変更ガイドライン策定  
●地域単位による取組意識の向上を図る

◆発注者間の連携体制の構築

- 研修・講習会等の実施**  
●自治体職員を対象  
●計17回、延べ577名参加（令和元年度実績）  
●品確法、検査・監督・評定、i-Construction
- 県部会に地域単位の推進会議を新たに設置**  
●令和元年度より新たに設置【**組織体制の強化**】  
●17地域（1地域あたり、3～15市町村）  
●地域単位で取組み、体制の強化、活性化を図る  
●意見交換により課題・取組事例等の情報共有

◆発注者支援体制の確立

- 公共工事発注者支援機関の評価・認定**  
●発注関係事務を適切かつ公正な立場で継続して円滑に行うことができる条件を備えている者を**評価・認定**  
●認定機関（土木：5機関、建築：5機関）  
●**活用状況：59地方公共団体（活用率：36%）**

出典)「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会」（令和2年2月国土交通省）

（参考資料）

- 1)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月閣議決定）